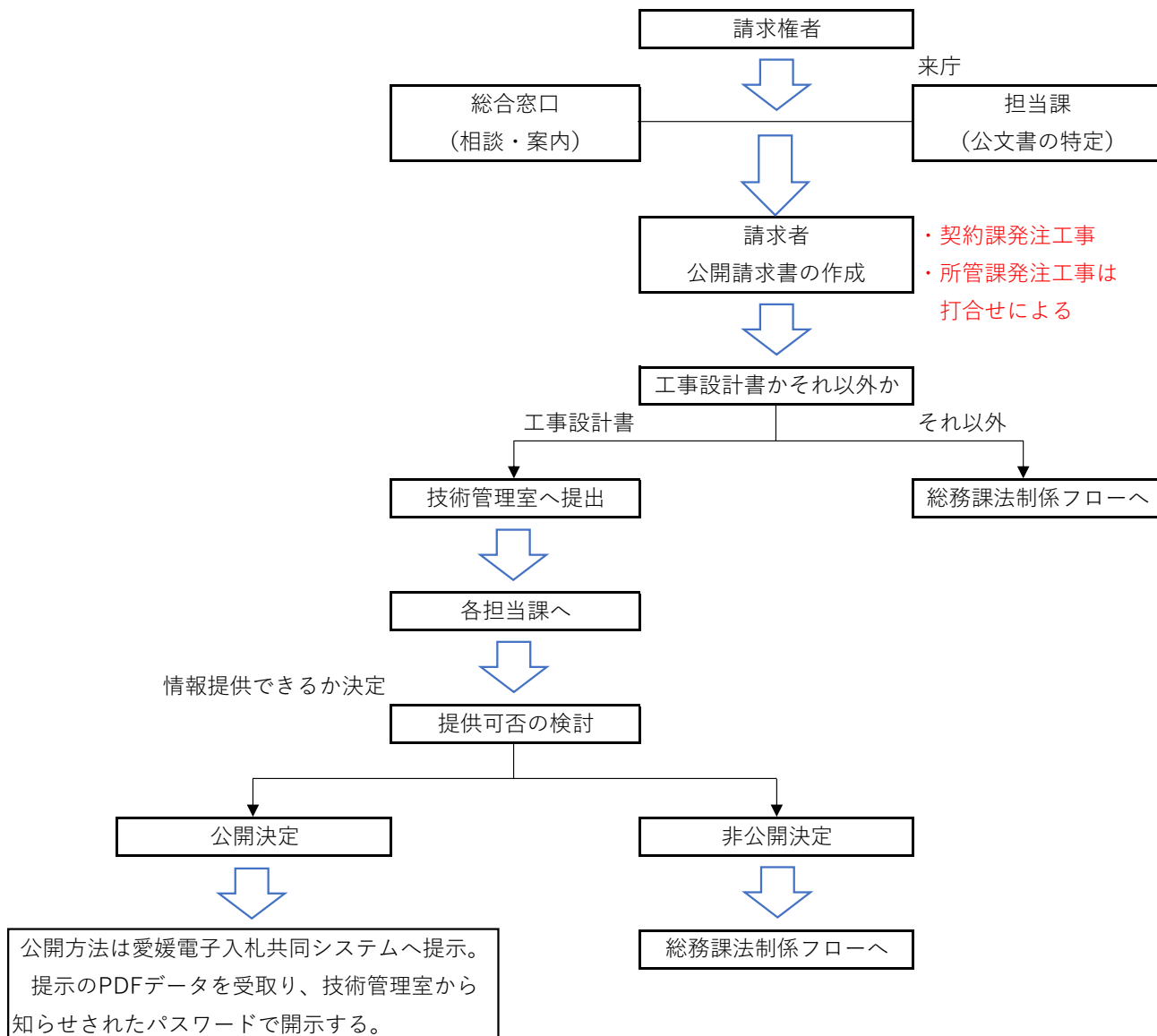


情報公開請求 フローチャート



工事設計書の開示にあたって

1. 申請時にグループメールアドレス（グループ内一斉送信用等）での登録はできません。
2. 設計書を一度に申請できる件数は最大5件です。
3. 提供を受けた設計書の第三者への開示及び提供は行わないでください。
4. 申請を受けた設計書のうち提供できないものもあります。
5. 申請から提供までには、数日程度（閉庁日を除く）の時間を要します。
6. 提供ファイルは、PDFファイル（パスワード付き）であり、設計書データは、PDFファイルです。
7. 対象設計書は令和 6年 4月 1日以降に契約する工事設計書（当初）です。
8. 上記7以外の設計書やその他書類については、従来通り総務課法制係に公文書公開請求をお願いします。

- ・ 提供する設計書は、契約後1ヶ月以上経過していること（建設部技術管理室）
- ・ 契約後1ヶ月経過していない工事は、マスキングを施すこととする。（従来通り総務課法制係対応）
- ・ 事業課発注工事については、技術管理室にご相談ください。